中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省、厚生労働省、
中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省、経済産業省、令第一号）の一
国土交通省

部を次のように改正する。

様式第一から様式第十七まで及び様式第十九から様式第二十三までの規定中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第三条第三項（同法第四条第三項及び第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、通商産業省、
運輸省

令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」に改める。

様式第二中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」に改める。

様式第三中「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」に改め、備考3を削る。

様式第三の三中「証明者　氏名　住所　印」を「証明者　氏名　住所」に改め、同様式備考2中「押印」を削る。

様式第三の四中「証明者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「証明者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第八中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、農林水産省令第一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）を実施するため、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　野上浩太郎

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令の一部を改正する省令

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成二十一年財務省、農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式表中「印」及び「（押出スタンプ）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。